

令和6年12月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和6年12月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年12月6日 午前9時宣告

開 議 令和6年12月6日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
副 町 長	田村 正和	健康福祉課長	岡崎 省治
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	廣田 春秋
会計管理者兼会計課長	吉野 利香	産業振興課長	下八川久夫
総 務 課 長	片岡 和子	建 設 課 長	吉野 広昭
まちづくり推進課長	岡田 秀和	農業委員会事務局長	藤本 雅徳
住 民 課 長	真辺 美紀		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
13番 永田 耕朗 14番 藤原 健祐

令和6年12月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和6年12月6日 午前9時開議

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		行政報告
日程第5		陳情について
日程第6	報告第11号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）
日程第7	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐川町一般会計補正予算（第4号））
日程第8	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第9	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第10	同意案第2号	佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第11	同意案第3号	佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第12	議案第73号	令和6年度佐川町一般会計補正予算（第5号）
日程第13	議案第74号	令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第75号	佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第15 | 議案第 7 6 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第 7 7 号 | 佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第 7 8 号 | 佐川町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまから、令和6年12月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、皆様にご報告させていただきます。

令和6年10月21日、東京都ルポール麴町におきまして開催されました、令和6年度都道府県議会議員及び市区町村議会議員総務大臣感謝状贈呈式が行われました。

当町の藤原健祐議員が町村議会議員として35年の長きにわたり、地方自治の発展に功績があったとして、表彰されました。佐川町議会にとりまして大変名誉なことであります。

ここで私のほうから伝達をさせていただきます。

藤原議員、前のほうへお越し願います。

（藤原議員、議長席演壇前へ移動）

「感謝状、高知県佐川町藤原健祐殿、あなたは35年以上の永きにわたり、町議会議員として、地方自治の振興、発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここに深く感謝の意を表します。

令和6年10月21日、総務大臣、村上誠一郎。」

おめでとうございます。

（「拍手」）

藤原議員におかれましては、今後におきましてもすぐれた知識と経験を生かし、町政発展のために、引き続きご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、13番、永田耕朗君、14番、藤原健祐君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（藤原健祐君）

おはようございます。

12月定例会後、会議及び運営につきまして、12月2日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日 12 月 6 日を開会日とし、報告、承認、諮問、同意案、議案の上程説明までとします。

7 日、土曜日、8 日、日曜日は休会といたします。

9 日、月曜日、10 日、火曜日は一般質問を行い、常任委員会審査報告を行います。

11 日、水曜日は休会とし、議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会、議員全員協議会、総務文教常任委員会を開催します。

12 日、木曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い、閉会いたします。

本定例会の会期は、12 月 6 日から 12 日までの 7 日間に決定しましたので報告します。

なお、運営については議長に一任いたしますので、よろしくお願いします。
議長（松浦隆起君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 12 月 12 日までの 7 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、例月の出納検査報告書の提出が監査委員よりあっております。

これらは事務局で保管をしておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

それでは、9 月定例会後の重立ったものについて報告します。

9 月 20 日、令和 6 年第 3 回日高村佐川町学校組合議会定例会が開催されました。提出されました議案は、日高村佐川町学校組合教育委員の選任同意案 2 件、令和 5 年度歳入歳出決算の認定案 1 件、令和 6 年度一般会計補正予算案 1 件であり、いずれの議案も満場一致で可決されました。

9 月 24 日、令和 6 年度四国四県町村長・議長大会が、ANA クラウンプラザホテル松山において開催され、町長とともに出席してまいりました。

9 月 25 日、令和 6 年度町村議会広報研修会が東京都ニッショーホールにて開催され、4 名の広報委員と事務局長で出席し、読まれる議会広報誌の作り方や、他町村の先進事例など研修を受け、議会広報活動に対する新たな気づきと、住民の関心と理解をより深めてもらえる実務に役立つ研修であったと報告を受けております。

9月30日、高知県町村会第9回特別委員会が高知県自治会館において開催され、町長と参加してまいりました。

10月3日、仁淀川改修期成同盟会第2回四国地方整備局への要望活動を町長とともに行ってまいりました。

10月6日、須崎市制施行70周年記念式典が須崎市立市民文化会館で開催され、田村副議長に出席していただきました。

10月18日、第18回高幡町村議会議長会親睦体育大会が黒潮町において開催され、議員の皆様方とともに参加してまいりました。同日、同会場にて第51回高幡町村議会議長会臨時総会が開催され、役員の選出ほか、協議をしてまいりました。

10月28日、教育長より斗賀野小学校学校訪問のご案内を受け、授業参観と給食の試食会へ議員の皆様方と参加してまいりました。授業参観では、先生方の「誰も取り残さない」「一人一人の学習ペースに向き合った」熱心な授業風景を見学させていただきました。

また給食の試食会では、成長期の子どもの栄養とバランスがしっかり考えられたメニューを提供いただきました。限られた予算の中での工夫がなされた大変おいしい給食をいただきました。

10月31日、第62回四国地区町村議会議長会研修会が、香川県高松市サンポートホール高松において開催され、議員の皆様方と参加してまいりました。当日は四国地区町村議会議長会表彰が行われ、町村議会議員として在職19年以上で功労があった方々の表彰が行われました。当町の岡村統正議員が推薦され、高知県代表として登壇し、表彰されました。

また講演会では、香川大学特任教授、金田善行氏による「南海トラフ巨大地震災害を乗り越えるために」と題した講演と、タレント西川きよし氏による「人生は小さなことからコツコツと」と題した講演を拝聴してまいりました。

11月1日、高知県戦没者追悼式が高知県立県民文化ホールで開催され、町長とともに出席し、献花を供えてまいりました。

11月7日、佐川町においてブラジルからの訪問団との交流会のご案内を受け、議員の皆様方と参加してまいりました。

当町にゆかりのある西森ルイス下院議員ほか3名の方々のご訪問を契機に、国際的な交流の場が広がり、今後、さらに交流が広がることを願っております。

11月8日、第76回関東高知県人会が東武ホテルレバント東京にて開催され、田村副議長に出席していただきました。高知県の関係の方々が集い、会場の和やかな雰囲気の中、関係者との交流ができたと報告を受けております。

11月12日、県選出国會議員と町村議会議長との意見交換会が、東京都ルポ

ール麴町において開催され、参加してまいりました。

11月13日、第67回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールにおいて開催され、事務局長と参加してまいりました。大会では、低額な議員報酬の改善、政治分野の男女共同参画の推進、議会のデジタル化への支援など環境整備の改善を求める重点要望などが採択されました。

また令和7年度の予算編成にあたり、農業・林業・漁業の振興対策の強化や地域保健医療の向上、消防体制の強化などを国に強く要請する決議を採択しました。

11月14日、第18回高幡町村議会議長会県外研修があり、東京都防災体験学習施設「そなエリア東京」への研修に参加してまいりました。「もしここで地震が起きたら」「どう生き残るか」東京臨海広域防災公園は公園全体が広域的な指令機能を受け持つ場所として、その機能をしっかり備え、限られた時間ではありましたが、防災を身近に体験し、学習させていただきました。

11月16日、関東仁淀ブルーの会第1回総会・交流会が東京都アサヒビール本社にて行われ、町長とともに参加してまいりました。首都圏における「仁淀ブルー認知度」の向上・流域6市町村との直接連携の強化・首都圏におけるPR活動の促進などを計画し、魅力を発信していくことが計画されておりました。同会では、こうした取り組みを進め、県外からの移住促進や観光・交流人口の増加を目指し、認知度を上げ、サポーターを拡大しながら活動の幅を広げていくとのことでありました。

11月29日、高吾北広域町村事務組合議会第4回定例会が開催され、出席してまいりました。提出されました議案は、専決処分の報告1件、補正予算案3件で、いずれの議案も満場一致で可決されました。

12月3日、高知県町村議会議長会理事会が高知県自治会館において開催され参加してまいりました。令和7年度の事業計画案、予算案など協議してまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（片岡雄司君）

皆様、おはようございます。

本日は、議員の皆様方にご出席をいただき、令和6年12月佐川町議会定例会が開催できますことに、厚く御礼申し上げます。また、日頃は町政運営に対しましてご指導、ご協力をいただき、改めまして厚く御礼申し上げます。

それでは開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

始めに、新しい町立図書館「さくと」につきましてご報告いたします。

新図書館につきましては、建設工事が予定どおり進み、10月31日に竣工し、引渡しを受け、現在、仮設図書館からの引っ越しと開館準備を進めております。

振り返ると、平成24年に「町民みんなが使いやすく、生涯学習のニーズや情報化に対応し、町の文化的資料の保存もできる図書館を建設してほしい」との請願書が、署名4,200余りを添えて提出され、翌25年には議会で「慎重に検討のうえ、将来において文教の町にふさわしい図書館の整備に努力すること」との付帯意見をいただいたうえで、請願が採択されました。

その後、図書館整備検討委員会の提言や、図書館整備方針策定委員会で議論いただいた整備基本構想と整備基本計画に基づき、設計、建築工事と進み、この度、無事開館のはこびとなりました。

誠に喜ばしく思うとともに、関係していただきました皆様に心から感謝申し上げます。

12月19日には、お世話になった皆様にご出席をいただき、開館記念式典を挙行し、翌20日にオープンする予定です。

議員の皆さまにもご案内いたしておりますが、開館記念式典にはお繰り合わせのうえ、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

今後、この図書館が当初の請願の趣旨を体現し、図書館の本来機能を充実させながら、知り、学び、表現、発信するといった多様な学びが広がり、さかわの未来を育む「学び合いの広場」として育っていくことを楽しみにしております。

次に、ブラジルからの訪問団との交流につきましてご報告いたします。

佐川町にルーツを持つ、ブラジル連邦共和国の下院議員西森ルイス氏が、11月6日に高知県知事を表敬訪問し、翌日、同国アサイ市からの訪問団4名とともに、佐川町にご訪問いただきました。

当日は、上郷にある水野龍の生誕地や上町の町並み、道の駅、おもちゃ美術館などをご視察いただき、西森氏の父が幼少期に過ごされた尾川西山地区をご案内した際には、西森氏も幼少期に一度、この地を訪れたことがあるとおっしゃり、当時を懐かしく振り返っておられました。

また、その日の夜には、議員の皆様や佐川水野ブラジル協会の皆様などにもお集まりいただき、盛大に歓迎の夕食会を執り行いました。夕食会では、ブラジルへ移住された日系人の現在の暮らしや、経済の状況など、貴重なお話をお伺いすることができ、大変有意義な交流となりました。

続きまして、各課の所管事項につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

まず、関東仁淀ブルーの会につきましてご報告いたします。

関東圏域では、高知県内それぞれの地域ごとの県人会が組織されており、この仁淀川流域におきましても、関東圏域在住の仁淀川流域出身の方などを中心に情報交換を行いながら、仁淀川流域の豊かな自然、神秘的なパワースポットなど、流域の魅力を広範囲に発信していきたいとの思いから、佐川町にゆかりのあるアサヒ飲料株式会社社長、米女太一様をはじめ、仁淀川流域に関係のある方々が発起人となり、本年5月に「関東仁淀ブルーの会」が発足いたしました。

11月16日には、アサヒグループ本社ビル内の会場におきまして、第1回目の総会が開催され、松浦議長とともに参加してまいりました。

この会には、仁淀川流城市町村の首長や関東圏域の皆様など約60名が参加し、懐かしい話などで会場が盛り上がる中、仁淀川流域の発展のため活動を継続していくことを確認し閉会となりました。

今後におきましても、関東圏域との情報交換の場として発展的な会となるよう、仁淀川流城市町村と連携を図ってまいります。

次に、「佐川町史編さん事業」につきましてご報告いたします。

現在の佐川町史は、昭和50年2月に「佐川町史編さん委員会」が発足し、編さんが開始され、町制施行80周年を記念して上巻が昭和57年11月、下巻が昭和56年6月に発刊されております。

今回、現町史発刊から40年以上が経過し、佐川町を取り巻く情勢も大きく変化してきたことなどから、町制施行130周年を迎える令和12年度の発刊を目指し、新たな佐川町史編さん事業を開始いたしました。

11月20日にはプロポーザル審査会を実施し、審査の結果「株式会社ぎょうせい」を受託候補者として選定いたしました。

今後は速やかに事業に着手し、史実を後世に伝え、町民の郷土への理解・関心を高め、郷土愛を育成することを目的に新たな町史編さんに取り組んでまいります。

次に、総務課の所管事項でございます。

災害応急対策業務の訓練につきましてご報告いたします。

11月10日日曜日に、全職員を対象とし、平日の午前8時40分に南海トラフを震源とする大規模地震が発生し、家屋倒壊や土砂崩れのほか、停電、断水、電話は不通という被害想定のもと、佐川町業務継続計画に規定されている災害応急対策業務の、発災から6時間までとなる第1フェーズ期における訓練を実施いたしました。

訓練では、地震発生に伴い、職員自らの身を守る行動を取った後、それぞれの班において行うべき初動対応業務についての確認を行いました。

具体的な内容としては、各班において現地確認パトロールによる現状の把握、防災行政無線の通信機能などを使用した情報伝達訓練、医療救護所におけるトリアージ訓練などを行いました。また、本庁舎においては災害対策本部を設置し、南海トラフ地震発生の際、町内において想定される被害や、事象への具体的な対応について協議、決定し、決定内容に基づき、各班が応急対策業務を行うといった、実践的な訓練を実施いたしました。

これらの訓練は毎年1回の実施となっておりますが、今後も訓練毎に検証を行い、改善を重ねながら、住民の生命・財産を守るため、災害対応能力の向上に向けて職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、住民課の所管事項でございます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場につきまして、ご報告いたします。

施設本体工事につきましては、南側斜面表面の一部が掘削に伴う圧力の低下（応力解放）や降雨、地下水の影響により軟質化し、緩い箇所が発生したことを踏まえ、計画などを見直して工事を進めているとの説明がありました。

具体的には、斜面表面の脆弱層を全て取り除き、地下水や湧水を排水するための砕石を設置したうえで、セメントを混合し雨水を浸透しにくくした改良土で、斜面表面部を覆っていく計画とのことです。

また、処分場施設東側での集水ピットの整備や、防災調整池の整備場所付近での進入道路を支える擁壁工の施工も引き続き進めており、進入道路整備工事につきましては、国道から東側へ約250メートル入った付近で、進入道路を支える擁壁工の工事を引き続き進めているとの説明を受けております。以上のような工事の進捗状況や今後の予定、環境モニタリングの結果等につきましては、これまで同様に「県・エコサイクル高知からのお知らせ」を毎月、町の広報配布にあわせて町内全戸に配布することで、周知を図っていただいているところです。

また、10月22日、地域振興策や周辺安全対策に関する取り組みとして、町と加茂地区住民で構成する「加茂地区地域振興策等推進会議」を開催いたしました。

この推進会議は、町と地元の両者間で情報の共有を図り、地域振興策の事業を円滑に実施していくことを目的としており、当日は、事業を所管している県の担当課の職員にもご出席をいただき、地域振興策事業等の状況報告を行いました。

なお、当日の資料につきましては、より分かりやすく整理したうえで、加茂地区住民の皆様にご覧をさせていただく予定としております。

町としましても、今後も引き続き、工事に伴う交通安全対策、環境保全対策

につきまして、万全を期すよう強くお願いしていくとともに、県及びエコサイクル高知と連携して、地域住民の皆様の不安の解消に努め、安全の確保と生活環境の保全に取り組んでまいります。

次に、コンビニ交付につきましてご報告致します。

令和6年12月18日より、マイナンバーカードやスマホ用電子証明書を搭載済のスマートフォンを利用して、全国のコンビニエンスストア等において、住民票、印鑑証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、所得証明書などを取得することができるサービス、いわゆるコンビニ交付を開始いたします。

利用時間は、年末年始や機器のメンテナンス期間を除いて、毎日午前6時30分から午後11時までとなっており、土日祝日でも利用することが可能で、利用料金は役場の窓口で証明書を取得するよりも100円安い設定としております。マイナンバーカードがあれば、役場に行かなくても全国のコンビニ等で証明書を取得することができるようになりますので、ぜひ議員の皆様にもご利用いただくとともに、住民の皆様への周知にご協力いただきたいと思います。

次に、地球温暖化対策につきましてご報告いたします。

佐川町では、地球温暖化対策への取り組みを強化するため、令和6年3月に2050年二酸化炭素排出量ゼロを目指した「佐川町2050年ゼロカーボンシティ宣言」を行っております。

ゼロカーボンへの取り組みとしましては、すでに令和5年3月に佐川町地球温暖化対策実行計画「事務事業編」を改定しており、役場や文化センター、かわせみなどの公共施設が排出する温室効果ガスの削減に向けた取り組みを実施しております。

本年11月には役場本庁舎、かわせみ、文化センター、高北病院の4カ所において、外部業者の協力によりエネルギー使用量の省エネ診断を実施しました。今後、この診断結果を分析し、目標達成のための行動指針がより明確になるものと期待しております。

また、本年度は実行計画の「区域施策編」を策定するため、6月には庁内作業部会と計画策定委員会、9月には町内の事業者が参加しての地球温暖化対策ワークショップを開催し、2050年のカーボンニュートラルを達成するための中期目標として、2030年度には、2013年度との比較で、排出量を50%削減することを目標として、実現できると思われる様々な取り組みについて検討を進めております。

「区域施策編」を策定した後は、住民の皆様や事業者の皆様との協働を通じて、温室効果ガスの削減に向けた様々な取り組みを継続して普及・拡大していくことが重要であると考えておりますので、議員の皆様にもご協力をお願いい

たします。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、新型コロナワクチン接種につきましてご報告いたします。

新型コロナワクチンにつきましては、本年度から 65 歳以上の方と 60 歳から 64 歳までの基礎疾患等がある方を対象とした定期接種に移行されております。

本年度の定期接種につきましては、接種対象者の方が秋冬に一人 1 回接種できるように体制を整えることとされ、県内においては、10 月より来年 1 月 31 日まで、自己負担 3,300 円で各医療機関で接種できるようになっております。

町内では、高北病院など 4 つの医療機関で接種ができるようになっており、それぞれの医療機関で直接予約を受け付けておりますが、詳しくは 10 月の広報さかわの折り込みチラシや、町ホームページでもお知らせしております。

これから年末年始を控え、人の動きが活発になりますので、特に高齢者の方で不安のある方は、主治医などにご相談のうえ、積極的に接種をご検討いただければと思います。

次に、地域自立支援協議会につきましてご報告いたします。

11 月 22 日、健康福祉センターかわせみにおきまして、本年度の第 1 回佐川町地域自立支援協議会を開催いたしました。

昨年度、佐川町地域自立支援協議会では、県内の強度行動障害がある方への支援体制の確保について、県などへ提言を行っており、当日の協議会では、その後の取り組みの経過や、相談支援専門部会で協議いたしました障害児の就学の現状や課題等について報告し、委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。

また、11 月 28 日には高知県障害福祉課、越知町、仁淀川町の障害担当部署とともに、佐川町健康福祉課として、強度行動障害の方を受け入れている県内の 2 つの施設を見学し、課題の共有を図りました。

今後とも近隣市町村や県との連携を深めつつ、協議会でいただきましたご意見等を今後の取り組みに生かしながら、障害者施策の展開に努めてまいります。

次に、子ども・子育て支援事業計画につきましてご報告いたします。

第 2 期佐川町子ども・子育て支援事業計画が令和 6 年度をもって計画期間が終了することから、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 カ年間の第 3 期計画を現在策定中です。

10 月 31 日には、健康福祉センターかわせみにおきまして本年度の第 2 回佐川町子ども・子育て会議を開催し、第 3 期計画の素案を協議いたしました。

会議では、主に計画の基本的な考え方について協議が行われ、計画の基本理念を「未来を担う世代を地域全体で育てあうまちさかわ」とすること、子ど

も・子育て支援の3つの視点として、「すべての子どもが安心して健やかに育つまち」、「すべての親が子育てを楽しめるまち」、「地域全体で子育てを支援するまち」とすることが承認されました。

今後、12月16日に第3回の子ども・子育て会議を開催し、量の見込みや具体的な施策の展開について協議いただく予定にしております。来年3月の定例議会におきまして、計画案を議案として提出させていただく予定とさせていただきます。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

まず、道の駅に関する事業につきましてご報告いたします。

「まきのさんの道の駅・佐川」を中心とする道の駅エリアにつきましては、週末ともなれば多くのお客様にぎわっている状況でございます。

この秋には、保育園や小学校の遠足など多くの方々にご利用いただいております。おもちゃ美術館やまきのさんの公園で遊び、芝生広場でお弁当を食べる子どもたちのほほ笑ましい光景を何度も目にすることができました。

また、先日の11月30日、12月1日の2日間にかけて開催されました「さかわでマルシェ」には、町内外から多くの事業者の方にご出店をいただき、イベントを大いに盛り上げていただきました。

佐川おもちゃ美術館につきましては、11月17日に開館以降の延べ入館者が10万人を達成し、また、おもちゃ美術館の当初の入館者の目標は年間4万人としていたところ、2年目となる今年度は入館者が年間6万人のペースで推移している状況です。

道の駅のハード整備につきましては、計画していたものは一定完了しておりますが、地球温暖化対策や利用者の利便性の向上のため、本年度中に電気自動車用の急速充電設備を設置し稼働できるように、現在、設置事業者と協議・調整を進めているところでございます。

道の駅はファミリー層をターゲットとして、一体的に整備を進めてまいりましたが、リピーターの確保に向けて、お客様が飽きることなく満足度が高まるような商品の開発や、サービスの提供にこれからも取り組んでまいります。

次に、県営土地改良事業につきましてご報告いたします。

現在、市ノ瀬・馬ノ原・立野地区を施行対象地域として実施しております。佐川地区の圃場整備事業につきましては、土地改良法に基づく土地改良区の設立が事業を進めるうえで必ず必要となります。

この土地改良区につきましては、10月2日に高知県知事の認可を受け、11月14日の設立総会により、佐川土地改良区として発足しております。改良区の事務所につきましては富士見町に設けており、換地設計基準の作成や換地原

案の作成など来年度の工事着手に向け、必要な準備を進めていただいております。

圃場整備事業は、耕作条件を改善し農地の生産性を向上させるだけでなく、地域の営農活動を継続させ、さらに新たな担い手を確保できる可能性が広がることや、現在、課題となっております耕作放棄地の発生を抑制することにつながるなど、数多くの効果が期待される事業となっております。

土地改良区が設立され、これから本格的に事業が始まりますので、佐川町としましても事業が円滑に進み早期に完了できるよう、県や関係地権者の皆様と連携・協力し、土地改良区に対しましてしっかりと支援をしてまいります。

次に、建設課の所管事項でございます。

加茂地区における洪水被害対策の取り組み状況につきまして、ご報告いたします。

日下川流域での大雨による浸水被害を今後、最小限にし、将来にわたって住みよい加茂地区となるよう、これまで日高村、土佐市及び本町が一体となった流域治水の推進を目指し、新たに特定都市河川制度の導入を検討してまいりました。

このたび、3市町村での議会や地元説明会を経て、国・県・自治体間での準備・調整が完了しましたので、今週12月3日、日下川流域の10河川及び3放水路が、国土交通大臣から特定都市河川に指定されました。このうち町内においては、日下川、長竹川、宇治谷川が指定されております。

今後はこの指定を契機としまして、河道掘削や、堤防改修のハード整備を進めるとともに、令和7年7月からは大規模開発の規制が始まる予定ですので、併せて洪水流出量増加の抑制にも努めてまいります。そして新しく設置される流域水害対策協議会を活用し、地域住民の防災啓発を一層推進し、官民一体となって安全・安心な、住み続けられる日下川流域を目指し、取り組んでまいります。

水道事業につきましてご報告いたします。

現在、春日地区での配水管約950メートルの耐震化工事につきましては、来年2月末の竣工を目指して進めております。

近隣住民の皆様や工事区間を通行される皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けしておりますが、細心の注意を払い工事を進めておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

今後も計画的に水道施設の耐震化を実施することにより、地震による断水などのリスクを軽減するとともに、安全で強靱な水道事業経営の持続化を目指し、適切な事業運営に取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、学校教育の現状と課題につきましてご報告いたします。

平成 30 年に佐川町の学校教育の課題である不登校対策、学力向上対策とふるさと教育の推進のため、教育研究所を設立して以来 6 年が経過いたしました。

この間、児童生徒、保護者、教職員を支えるため、不登校児童生徒の居場所づくりや、教育相談の充実、町営塾の開設など、さまざまな支援策に取り組みながら、学校教育の質の向上のために、教職員研修の充実に取り組み、令和 3 年度からはふるさと教育「さかわ未来学構想」の推進に取り組んでおります。

その結果、中学校の不登校発生率につきましては、平成 30 年度までは年々全国平均との開きが大きく、県平均を超え増加しておりましたが、令和元年度、2 年度と低下し、令和 2 年度には全国平均の 4.1%、県平均の 5.6%を下回り、3.1%まで低下しておりました。

その後、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い再度増加し、全国平均並みになっておりましたが、令和 5 年度は全国平均 6.7%、県平均 6.9%に対し、佐川町は 4.9%と下回っており、今年 10 月に今年度末を推計しましたところ、一層下回る見込みが出ております。

これにつきましては、支援策に加え教職員の児童生徒への理解の促進や、学級経営の改善など、施策の効果が現れてきているのではないかと考えております。

児童生徒の学力の状況につきましては、毎年 4 月に小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象に実施している、全国学力学習状況調査の令和 6 年度の結果から見ると、小学校の国語はほぼ全国平均並み、算数は全国平均を 100 として 5 ポイントほど低く、中学校では国語・数学共に全国平均並みとなっております。

但し、得点の分布と経年の変化を見ると、学年間の格差と子ども間の格差は、まだ十分に解消しておりません。

今後、発達に課題を抱える児童生徒の増加や家庭での生活スタイルと学習環境の乱れなど、ますます厳しくなる子ども達をめぐる状況と併せて、これらの指標にも注視しながら、施策の有効性を確認し、継続・充実させ、改善を一層確かなものにしてまいります。

次に、子ども達にふるさと力、人間力、未来創造力を育成するさかわ未来学構想につきましては、子ども達がタブレット端末や電子黒板を駆使してプログラミングに取り組んだり、ふるさと佐川についての学びを自ら深めたりしている様子が、各校で日常的に見られるようになっております。来年度もさかわ未来学を一層推進して、「主体的、対話的で深める授業」を定着させ、学校教育の質の向上を目指してまいります。

この中でふるさと教育につきましては、ふるさとを愛し、貢献しようとする児童生徒が各校で9割を超えており、平成30年に実施した調査と今年5月に実施した調査を比較しますと、小中学生の佐川の植物、偉人、文化財への認知度が大幅に向上しておりました。

さらに、佐川町にずっと住みたいと思う小学生が14.9%から42.5%に増加しているなど、ふるさと教材サカワークを中心とした教育の効果が明らかになってきております。

今後、来年度予定のサカワークの改訂や社会教育への波及も合わせて、一層取り組みを充実させてまいります。

次に、子ども達の生活リズムの課題につきましては、健康福祉課長、各町立小中学校長、各PTA会長、保育園連絡協議会会長、保育園保護者会連絡協議会会長からなる子どもの生活リズム向上プロジェクト推進委員会から、昨年度に示された提言「家庭、保育所・保育園、学校、行政の連携で子どもの生活リズムを改善しよう」に基づき、乳幼児期の睡眠時間については、乳幼児健診の際に保護者に啓発用リーフレットを使用して働きかけ、遊びや運動時間の増加については、各保育所、小学校で運動遊びや親子ふれあい遊びの導入を進め、メディアの使用については、提言を基に取り組みを進める生活リズム改善戦略会議が各PTAに働きかけて、各家庭での使用実態の調査を進めております。

これらの取り組みにつきましては、子ども達の健全な成長のため、引き続き教育委員会と健康福祉課との連携を強化しながら、充実させてまいります。

次に、町立小学校の創立150周年記念の取り組みにつきましてご報告いたします。

町立各小学校は明治5年の学制発布に伴い、地元の尽力で相次いで創立され、斗賀野小学校と黒岩小学校が一昨年、佐川小学校が昨年、それぞれ創立150周年を迎え、残る尾川小学校も本年10月27日に記念行事を開催いたしました。

当日は、これまでの思い出を語り合うなど地域全体で盛り上がり、意義深い記念行事となったと感じております。

次に、第50回佐川町文化祭につきましてご報告いたします。

10月22日から11月27日にかけて開催しました文化祭につきましては、今年は50周年記念ということで、小中学生と合同での作品展示、体験コーナー、物品販売、抽選会もあり、舞台出演が15団体、一般の作品展示が約90点、小中学生の作品約630点と、例年以上に盛況となりました。

開催期間中の入場者は、例年を大幅に超え、1,060名ほどの入場があり、「例年よりにぎわいが見られ、良かった」とのお声もいただいております。

次に、高知大学出前公開講座につきましてご報告いたします。

「文教のまち佐川の人づくりの取り組み」の一つといたしまして、10回目となります高知大学出前公開講座を、町民の皆様を対象に10月23日、11月7日、13日の3日間、町総合文化センターにおいて開講いたしました。

今回の講座は、「いい声ってどんな声」と、「森下雨村がつなぐ縁、江戸川乱歩と小酒井不木」、「フレイルを予防しよう」の3つをそれぞれテーマとして、定員各30名で募集いたしましたところ、3日間で延べ71名の受講があり、学ぶ意欲のある住民の皆様が多くいることを実感いたしました。なお、2日以上受講された21名には、高知大学学長名の修了証書が授与されました。

来年度以降につきましても、アンケート調査の結果なども参考にしながら、ふるさと教育「さかわ未来学」の推進と併せて、町民の皆様の期待に応えることができる公開講座を開催したいと考えております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

医師確保につきましてご報告いたします。

本年度は、高知大学、高知医療再生機構及び高知医療センター等のご協力により非常勤医師を派遣していただいております、常勤医師の負担軽減が一定できているところです。

来年度の医師確保につきましては、年末までには院長とともに高知大学の複数の医局へご相談にお伺いする予定にしております。

今後も地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き病院事業に一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が1件、承認が1件、諮問が2件、同意案が2件、議案が6件となっております。

議員の皆様には、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

議長（松浦隆起君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、陳情についてを議題とします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。受理番号1号を総務文教常任委員会に付託します。

日程第6、報告第11号専決処分の報告について、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件につきましてご説明申し上げます。

報告第11号、工事請負契約の変更契約の締結についての専決処分の報告に

つきましては、「佐川町新文化拠点（仮称）」建設工事の変更契約の締結を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 9 月 25 日に専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

変更額は 580 万 1,400 円の増額で、変更内容の主なものといたしましては、大型の本に対応するための本棚の奥行きを増やす工事、駐輪場への変更による植栽、砂利敷きの面積増加に伴う追加工事、また県道側溝への雨水放流について県と協議した結果、流量に制限があったため、敷地南側と東側水路への放流量を増やすことから、経路の変更と側溝幅の拡幅が必要となったことによる追加工事によるもので、変更後の契約金額は 7 億 6,943 万 9 千円であります。

報告は、以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 7、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、承認案件につきましてご説明申し上げます。

承認第 3 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）についての専決処分の承認につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 2 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出、それぞれ 974 万 1 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 94 億 7,488 万円としたものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

皆さん、おはようございます。

承認第 3 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご説明のほうをさせていただきます。

この補正予算は、令和 6 年 10 月 27 日執行の第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査にかかるものとなっております。

補正予算書の 10、11 ページをご覧くださいと思います。10、11 ページからは、歳出の事項別明細書になっております。

主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

一番上になります、2 款、4 項、2 目衆議院議員選挙費、1 節報酬 150 万 2 千円は、選挙管理委員会委員、期日前投票立会人、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人などの報酬となっております。

次の段の 3 節職員手当等の説明欄、超勤手当 195 万 6 千円は、選挙準備や期日前投票事務の平日時間外勤務や休日勤務、また投票所設営、投開票などにかかるものとなっております。

その下の管理職員特別勤務手当 28 万 8 千円は、休日の期日前投票や投票日の選挙事務に係るものとなっております。

次の欄の 7 節報償費 119 万 2 千円は、投票日前日の投票事務説明会、投票日の投票及び開票事務従事者などの謝礼金となっております。

2 つ下の段の 10 節需用費 197 万 1 千円は、ポスター掲示板及び同掲示板用木杭や事務用品などの消耗品費や、投票所用の夕食、軽食や茶菓子代などの食糧費、また、選挙公報用封筒などの印刷製本費となっております。

次の欄の 11 節役務費 227 万 1 千円は、投票所入場券や選挙公報などの郵送料、各投票所に仮設いたします電話料、それから開票時に使用いたします投票用紙の計数機の点検料、投票用紙の読み取り分類機の点検設定料や、選挙公報仕分け作業などの手数料となっております。

以上で、主な歳出の説明を終わらせていただきます。

ページお戻りいただきまして、8 ページ、9 ページをご覧くださいと思います。

主な歳入の説明をさせていただきます。

15 款、3 項、1 目総務費委託金、5 節選挙費委託金 974 万 1 千円は、選挙執行経費に係る県の委託金となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第4号）に承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第9、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題とします。

町長の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、諮問第1号につきまして説明をさせていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、令和7年3月31日をもって任期満了となります永田美和氏を、引き続き人権擁護委員に推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

永田氏につきましては、長年にわたり小学校教諭としましてご勤務された経験や、少年剣道クラブを指導してこられた経験を生かし、地域でご活躍されており、人権識見高く、広く社会の実情に通じておられます。

また、人権擁護委員につきましても高い見識を持たれており、誠実なその人柄は人権擁護委員として適任者でもあります。

続きまして、諮問第2号につきましてもご説明させていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、令和7年3月31日をもって任期満了となります竹村房子氏の後任といたしまして、細木美穂氏を推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

細木氏につきましては、佐川町で長年にわたり民生委員として地域の子供たちや、高齢者に関わりのある活動をされており、人権識見高く、広く社会の実情に通じておられます。

また、人権擁護につきましても高い見識を持たれており、誠実なその人柄は、人権擁護委員として適任者であります。

どうぞ、よろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から諮問第2号まで、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

日程第10、同意案第2号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、同意案につきましてご説明を申し上げます。

同意案第2号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現委員であります藤本尊史氏の任期が令和7年2月28日で満了となることから、次期につきましても藤本氏を推薦したく、議会の同意を求めるものであります。

藤本氏は、真摯な人柄に加え温厚で責任感が強く、また広く社会の実情にも通じておられ、委員として適任者であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第2号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第2号は同意することに決定しました。

日程第11、同意案第3号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、同意案第3号につきましてご説明をさせていただきます。

佐川町固定資産評価審査委員会の委員の選任につきましては、現委員であります、岡本直美氏の任期が令和7年2月28日で満了となることから、次期につきましても、岡本氏を推薦したく議会の同意を求めるものであります。

岡本氏は真摯な人柄に加え、温厚で責任感が強く、また広く社会の実情にも通じておられ、委員として適任者であります。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第3号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第3号は同意することに決定しました。

ここで、10時15分まで休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第73号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第5号）から日程第17、議案第78号、佐川町農業集落排水施設の管理に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてまで、以上6件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、提出議案についてご説明申し上げます。

議案第73号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第5号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ7,262万9千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ95億4,750万9千円とするものであります。

議案第74号、令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ371万5千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ19億727万1千円とするものであります。

議案第75号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、議員の報酬月額を引き上げを行うものであります。

議案第76号、行政手続きにおける特別の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提出に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本条例の規定による、独自利用事務において必要とする利用特定個人情報について、追加するものです。

議案第77号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、第9期介護保険事業計画期間に向けて、令和5年度末に行われた基準省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第78号、佐川町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町上下水道運営委員会からの答申内容に基づき、平成14年5月の供用開始以来、据え置いておりました現行の施設使用料の引き上げを行うものであります。

議案の詳細につきましては、担当課局から説明をさせていただきますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第73号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

補正予算書のフォルダーにございます、令和6年度佐川町一般会計補正予算書（第5号）をご覧くださいと思います。

主なものについて、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、補正予算書の4ページにございます、第2表繰越明許費をご覧ください。6款、1項商工費、事業名、花見事業の254万5千円につきまして

は、来年3月に事業が開始され、4月に事業が終了することから、繰り越しをするものでございます。

続く5ページは、第3表債務負担行為補正となっております。こちらは、戸籍振り仮名通知作成業務につきまして、276万1千円の債務負担限度額を設定するものでございます。

令和5年6月の行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、戸籍住民票等マイナンバーカード等の記載事項に、氏名の振り仮名が追加されることとなっております、施行日は令和7年5月26日となっております。

遅滞なく、記載予定の振り仮名を対象者に通知する必要がありますが、通知作成業務につきましては、業務内容、業務量及び取り扱いデータの特殊性から、職員や一般の印刷業者で対応することは困難であることから、現在の戸籍システムベンダーに、随意契約にて業務委託したいと考えているところでございます。

委託契約は、令和7年度に入ってから以降の国庫補助金交付決定後でなければできないとされているものの、実際の業務の執行に当たりましては、令和6年度中には、事業者との協議、調整を始める必要があります。

このことから、令和7年度に予定をしております、戸籍振り仮名通知作成業務の委託料につきまして、債務負担限度額の設定をさせていただくものでございます。

次の6ページは、第4表、地方債補正となっております。

1、上の追加の表にございます、道路橋梁等新設改良工事（県工事負担金事業）限度額400万円につきましては、災害に強い道路整備のため、本年度実施しております県道3路線の工事負担金につきまして、緊急自然災害防止対策事業債を充当できることとなりましたので、地方債を追加計上させていただくものでございます。

下の表は、地方債の変更となります。

町道施設整備事業につきましては、地方道路交付金事業の増額に伴い、町道立野線道路改良事業設計委託費につきまして、地方債の限度額を810万円増額し、2億400万円に変更するものでございます。

次の急傾斜地崩壊対策事業（県工事負担金事業）につきましては、事業を実施しております横山地区等につきまして、負担金額は増えたことにより、限度額を720万円増額し、3,410万円に変更するものでございます。

次の、桜座改修事業につきましては、桜座施設設備工事費のうち、起債対象となります空調機更新に係る工事費が増額となる見込みにより、限度額を150

万円増額し、600 万円に変更するものでございます。

次に、16、17 ページまでお進みいただきたいと思います。歳出の事項別明細書となります。

こちらのほうも、主なものについてご説明をさせていただきます。

17 ページの中ほどの段になります。2 款、1 項、4 目企画費の 7 節報償費、説明欄、謝礼金 30 万円につきましては、人口減少対策としまして、町外へ出ている同代の若者の交流と出会いの機会の創出、Uターン、移住等を促進するため、同窓会企画費の補助を行うもので、1 人当たり 3 千円、100 人を見込んだ予算を計上させていただいております。

続いて、22、23 ページをご覧ください。22、23 ページになります。

上から 2 つ目の表の、6 款、1 項、1 目商工振興費、3 段目の 18 節負担金補助及び交付金の 111 万 4 千円につきましては、商店街の中心地域に位置する廃業予定の店舗につきまして、貸し店舗とするための工事に対する補助金となっております。

次の表の下から 2 段目の、7 款、1 項、3 目道路橋梁新設改良費、12 節委託料の地方道路交付金事業測量及び試験委託料 1,800 万円は、町道立野線道路改良工事に係る詳細設計委託料を追加するものでございます。

一番下の表の、7 款、4 項、1 目住宅管理費、12 節委託料 2,100 万円は、加茂地区に町営住宅及び分譲地を整備するための用地測量、造成設計委託料となっております。

続きまして、26、27 ページをご覧くださいと思います。26、27 ページです。

2 つ目の表の、9 款、5 項、1 目保健体育総務費、14 節工事請負費の 162 万 5 千円の減額及び 17 節備品購入費 141 万 9 千円は、スポーツパークさかわの散水用水中ポンプの劣化状況が悪化していることから、今後の芝の管理方法を検討させていただきました結果、修繕工事から備品購入に変更をさせていただくものです。

次の、2 目学校給食費、17 節備品購入費 145 万 9 千円につきましては、現在の給食センター建設以来、使用してまいりました攪拌機が故障いたしましたため、新たに購入させていただく予算となっております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

ページお戻りいただきまして、12、13 ページ、12、13 ページをご覧くださいと思います。

歳入につきましてご説明をさせていただきます。

一番下の表の 1 段目、15 款、2 項、1 目総務費県補助金、1 節総務費補助

金の説明欄、人口減少対策総合交付金 20 万円は、歳出で説明をさせていただきました、同窓会企画費の補助事業の県補助金となっております。補助率は 3 分の 2 となっております。

同じ表の一番下の段、9 目商工費県補助金 55 万 7 千円は、歳出で説明をさせていただきました、空き店舗対策事業費の県補助金となっております。事業費の 3 分の 1 ずつを事業主、町、県で負担することとなります。

議案第 73 号の説明は、以上で終わらせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは、私の方から議案第 74 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）のご説明をさせていただきます。

同じフォルダーの中の、議案第 74 号を、補正予算書をお開きいただきたいと思います。

まず、補正予算書の 12, 13 ページをお願いいたします。こちら、歳出予算の明細書となっております。

主なものの説明をさせていただきます。

まず、2 段目の表の、2 款、1 項、2 目、18 節の説明欄、介護サービス給付費負担金の 396 万 9 千円につきましては、特例的に介護保険申請前にサービスを利用せざるをえなかった場合の給付費、特例居宅介護サービス給付費につきまして、当初の想定より支出がありまして、今後の不足分を見込んで補正をするものでございます。

次に、3 款、2 項、1 目、11 節の説明欄、電話料のマイナス、33 万 6 千円につきましては、こちら、かわせみ、健康福祉センターかわせみ内の事務所の電話料金につきまして、この科目で支払う地域包括支援センター分が、当初の積算誤りで多く計上しておりまして、逆に一般会計分で支払い分が不足することがわかりまして、今回、一般会計の 4 款、1 項、3 目との間で電話料金を組みかえるものとなっております。

続きまして、ページが戻りますが、8 ページから 11 ページまでをご覧ください。

こちら、歳入予算の明細書となっております。

こちらにつきましては各費目、項目につきまして歳出予算で補正いたしました金額につきまして、法律で定められております、国、県、町の財源負担割合に基づき計算された金額を、補正をするものでございます。

以上が、議案第 74 号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは続きまして、議案第 75 号と議案第 76 号について、ご説明をさせていただきます。

議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年 3 月にご要望をいただいております議員報酬の改定について、特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、改正を行うものでございます。

将来、議員を志す人材の確保のための 1 つの手だてとして、また若い世代が議会に参加できる環境づくりの 1 つとして、議員報酬月額について、適正な額に引き上げる改正を行うものでございます。

なお、改定する報酬月額につきましては、議長、副議長、各委員長、その他の議員について、それぞれ、現行より 4 万 1 千円の引き上げを提案するものでございます。また、条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 76 号についてご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、現在、すでに条例に規定をしております、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法第 9 条第 2 項の規定による町の独自利用事務の一部において、新たに特定個人情報を追加することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回、改正の対象となります、独自利用事務を具体的に申し上げますと、佐川町福祉医療費助成に関する条例による、乳幼児、児童及び重度心身障害者（重度心身障害児を含む。）の医療費助成に関する事務、及び佐川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例による、ひとり親家庭の女子または男子及び児童の医療費助成に関する事務の、2 つの事務となっております。この 2 つの事務は、ともに医療費助成に係る事務でございます。

これまで、当該医療費助成の申請の際、医療保険の加入状況について、医療保険証の提示を求め、確認しておりましたところ、法改正により、医療保険証が廃止されましたことから、円滑に事務処理を進めるため、新たに情報連携により、必要な情報を取得しようとするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

続きまして、議案第 77 号、佐川町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をいたします。

フォルダーにつきましては、議案そして参考資料のほうに、条文と新旧対照

表を載せております。

本来はですね、この新旧対照表や改正条文を参照しながら説明すべきところですが、改正箇所が非常に多く、また改正条文自体も読みづらくなっておりますので、私のほうから主な改正点についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

今回、提出いたしました条例改正案につきましては、介護報酬改定に合わせて行われました、基準省令の改正に伴い、佐川町が指定する地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援及び居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営に関する4つの基本基準条例を改正するものとなっております。

まず、4条例すべてに共通する改正といたしましては、高齢者の虐待防止等の取り組みとして、身体拘束等の適正化につきまして、サービス種別に応じて、指針の整備、研修の実施、記録を義務づける等の条文を盛り込んでおります。

また、ウェブサイトへの運営規定等の掲載義務づけや、管理者の兼務範囲の明確化、各種申請届け出について、基準様式に基づく電子申請への対応等が、4条例に共通する改正項目となっております。

そして、個別の改正項目につきましては、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの2つの条例におきましては、協力医療機関との連携体制の構築に関する項目が追加をされております。

また、居宅介護支援サービスの条例におきまして、ケアマネージャーの配置基準について、1人当たりの利用者35人から44人に変更となる改正が盛り込まれております。

その他、4条例、全般にわたりまして文言等の誤りについて、適切な表現等への修正も含めて改正を行っております。

本条例の施行日は公布の日からとなりますが、一部の規定におきましては、令和7年4月1日からの施行となります。

以上で、議案第77号の説明を終わります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

建設課長（吉野広昭君）

それでは、議案第78号、佐川町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

佐川町農業集落排水事業につきましては、農村生活環境の改善を図り、公共水域の水質保全に寄与することなどを目的に、平成14年に供用が開始されております。

平成23年度からは、年々加入人口が減少し、使用量により回収すべきコス

トは、全体の約 54%しか賄えていないのが現状であり、不足する額につきましては、一般会計からの繰入金で賄っている状況となっております。

農業集落排水施設につきましては、地方公営企業法に基づく独立採算性が求められていることや、全国平均の経費回収率 57%を佐川町でも目標とすること、住民負担への配慮を行うことなどを踏まえ、これまで 1 世帯当たり 1,600 円であった世帯割を 2 千円に、1 人当たり 500 円であった使用料を 600 円に改定しようとするものです。

なお、改定後につきましては年間約 100 万円の増収を見込んでおり、改定時期につきましては、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

なお、参考資料のほうに新旧対照表、近隣市町の状況や財政比較などをまとめたものを添付しておりますので、ご覧いただけたらと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で、議案第 73 号から議案第 78 号までの提案理由説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を 9 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前 10 時 40 分